

Version No. 045
Victims of Crime Assistance Act 1996
No. 81 of 1996

2008年12月1日に修正案組み入れ版

条項一覧

条

第1編 序文

- 1 趣旨及び目的について
- 2 開始について
- 3 定義
- 4 関連犯罪行為
- 5 死亡の影響
- 6 廃止

第2編 支援を受ける資格

第1Division 第一次被害者

- 7 第一次被害者とは誰か。
- 8 第一次被害者が利用できる支援
- 8A 重大な悪影響を受けた第一次被害者への特別な経済的支援

第2Division 第二次被害者

- 9 第二次被害者とは誰か？
- 10 第二次被害者が利用できる支援
- 10A 一定の第二次被害者のための追加支援

第3Division 関連被害者

- 11 関連被害者とは誰か？
- 12 関連被害者のために利用できる金額
- 13 関連被害者が利用できる支援
- 14 廃止

第4Division 葬儀費用の支援

- 15 第一次被害者への葬儀費用を負担する人のための支援

第5Division 支援の限界

- 16 その他の考慮されるべき権利
- 17 賃金喪失
- 18 申請者はひとつの資格でのみ申請できる

第3編 犯罪被害者支援

第1Division 審判機関

- 19 設立
- 20 審判機関の職務、権力及び義務
- 21 審判機関の組織
- 22 手続の有効性
- 23 審判機関職員
- 24 委任

第2Division 申請

- 25 審判機関に申請できる者
- 26 申請書式
- 27 申請で提示しなければならない内容
- 27A 関連被害者が提供すべき情報
- 28 申請の送付先
- 29 申請期間
- 29A 申請を取り下げる権利
- 30 廃止

第3Division 審判機関の手続と権限

- 31 証明基準
- 32 公正かつ迅速に行う義務
- 33 審問なしの決定
- 34 審問の日時と場所の設定
- 35 審問への出頭資格
- 36 出頭方法
- 37 証拠
- 38 審判機関の手続
- 39 審判機関の調査権

- 40 事件管理官の情報収集の権限
- 41 延期の権限(続行の権限)
- 42 審判機関からの非公開の指示がない限り審問は公開されること
- 42A 文書の閲覧
- 43 審判機関は資料の公表を制限できること
- 44 手続上の指示
- 45 ガイドライン
- 46 費用の基準
- 47 費用の支払いを受ける権利のある者への支払い
- 48 費用
- 49 サービス提供者に関する不服申立

第4Division 支給

- 50 支給
- 51 州への権利譲渡
- 52 申請を拒絶しなければならない場合
- 53 暴力行為を通報するための合理的な期間
- 54 審判機関が考慮しなければならない事項
- 55 支給形式
- 56 暫定支給

第5Division 規則と実務に関する指示

- 57 規則 Rules
- 58 実務に関する指示

第4編 審査、変更及び返還

第1Division 審査

- 59 審判機関の決定の審査

第2Division 支給の変更

- 60 支給の変更

第3Division 返還

- 61 その他の救済方法の追求
- 62 支給された支給金の返還

第5編 雑則

- 63 構成員、弁護人及び証人の保護
- 64 審判機関侮辱罪
- 65 その他の手続で証拠に証拠能力が認められないこと
- 66 不正に騙す行為 fraud
- 67 虚偽の情報又は誤解を招く情報
- 68 年次報告書
- 69 統合基金への支払い及び統合基金からの支払い
- 70 信託に付された金銭の投資
- 70A 犯罪により能力を喪失した者のために審判機関が保管する金額
- 71 最高裁判所 管轄の制限
- 72 規制 Regulation
- 73-75 廃止
- 76 経過規定
- 77 経過規定（2000年及び2003年改正法）
- 78 経過規定（2003年改正法）
- 79 経過規定（2007年改正法）

付則 経過規定

- 1 定義
- 2 旧審判機関の廃止
- 3 旧審判機関の職員
- 4 係属中の申請と事項
- 5 本法の施行前の行為に関する適用
- 6 本法で第二次被害者に該当する者が、旧法にもとづいて行う申請
- 7 旧支給の変更
- 8 犯人からの回収
- 9 旧支給の返還
- 10 被扶養者間の旧支給の回収
- 11 費用についての旧命令の執行
- 12 旧審判機関が保管する金額
- 13 旧審判機関の最後の年次報告書
- 14 旧法及び規制の適用

巻末注

- 1. 一般的情報

2. 修正表

3. 注釈

第 045 条

1996 年 犯罪被害者支援法 (VCA)

第 81 条より

Version No. 045

Victims of Crime Assistance Act 1996

No. 81 of 1996

2008 年 12 月 1 日 法改正のバージョン(版)

ヴィクトリア州議会は次のように制定する。

第 1 編 - 序文

1. 趣旨及び目的について

- (1) 本制度は、犯罪被害者の支援を目的とする法律である。
- (2) 本制度の目的は次のとおりである。
 - (a) 犯罪被害者が、犯罪から直接的結果として負った又は負うことになる蓋然性のある費用に関して、経済的支援を行って、その犯罪(の被害)から回復するのを支援すること。
 - (b) 犯罪被害者に、(特別の経済支援を含む)経済支援を提供することにより、国(州)が、コミュニティの被害者への同情の念を象徴的に表現し、犯罪の被害を受けた結果経験した又は受けた重大な悪影響を認めること。及び
 - (c) 犯罪の被害の賠償を犯罪者又はその他の財源から得ることができない場合に、犯罪被害者が本法による経済的支援を得られるようにすること。
- (3) 本制度の犯罪被害者への経済的支援(特別経済支援を含む)の支給は、コモンロー又はその他により被害者に認められる賠償と同性質のものを提供することを意図したものではない。
- (4) 本制度は、政府による他の犯罪被害者サービスを補助することを意図したものである。

2. 開始

- (1) 本制度は国王の裁可が下った日を施行日とする。
- (2) 本法の以下の規定は、本法の公布日より施行する。ただし、第(3)項に従う。
- (3) 前項(2)の規定は 1997 年 7 月 1 日以前には発効せず、1997 年 7 月 1 日に発効する。

3. 定義

- (1) この法において、
 - ・「暴力行為」とは、個人又は複数の者により犯されたものかを問わず、次に該当する犯罪行為又は一連の関連犯

罪行為をいう。

- (a) Victoria 州内で生じた暴力犯罪行為、及び
- (b) 傷害又は死亡の結果が生じた場所を問わず、一人又はそれ以上の者に直接傷害を負わせ又は死亡させる結果となった暴力行為

・暴力行為の第一次被害者との関係で「近親家族構成員 *close family member*」とは、被害者の死亡時に被害者と本
当に個人的な関係があった者及び次の者を指す。

- (a) 被害者の配偶者
- (b) 被害者の親、保護者、義理の親
- (c) 被害者の子、義理の子若しくは被害者が保護者である子又は
- (d) 被害者の兄弟、姉妹、義兄弟、あるいは義姉妹

・「犯罪行為」とは、関連犯罪行為を構成する作為若しくは不作為又は次の理由で刑事責任能力がないとされるこ
とがなければ関連犯罪を構成する作為若しくは不作為をいう。

- (a) 年齢、精神の傷害若しくは法的無能力があり、そのため、要件とされる落ち度の要件を充たさない
とき、又は
- (b) その他の合法的な抗弁があるとき

・暴力行為により死亡した第一次被害者との関連で、「被扶養者」とは、次の者を指す。

- (a) 被害者死亡時に被害者の収入に完全若しくは相当程度依存していた者若しくは被害者が傷害を負い
その結果死亡した場合に、そのように被害者が能力を奪われることがなければ依存していたであ
る者
- (b) 被害者の死亡後に出生した子供で、被害者の生前に出生していたとすれば、前号(a)により被害者の
被扶養者になっていたはずの者

・家庭内パートナー *domestic partner* of a person とは、次の者を指す。

- (a) ある者と、登録された関係にある者 又は
- (b) 婚姻してはいない成人だがカップルの関係にあり、一人又はそのうちのいずれかの者が他方の者の
物質的利益のために、個人的に他の者と深い関係にあるか若しくは経済的に深く関与して支える関
係にあった者。この場合、性別、同居は無関係だが、
 - () 手数料又は支給のため、又は、
 - () 他人又は組織のために（これには、政府、政府機関、企業、公益法人又は事前組織を含む）家庭内で生活を支え、被害者を自ら介護していた者はこの限りではない。

後見人、*guardian*

被害者又は申請者との関係で後見人の地位にあった者。ただし、(条 25(3) と (4) を除き) 「2005 年児童、青少

年及び家族法」の意味での秘書は含まない。及び、「1986年後見及び管理法」により若しくはその他の政府機関で、後見人として任命され若しくは職務に就いた者

傷害とは次のものをいう。

- (a)身体への害を実際に受けたこと、又は
 - (b)精神的な病、精神の異常、精神病若しくは精神異常の進行。ただし、それらが神経ショックに起因するものであるかどうかを問わない。
 - (c)妊娠又は
 - (d)暴力行為から生じる(a)(b)(c)で定められた事項の組合せ
- ただし、財産の損失若しくは財産の損害から生じる権利侵害は含まない。

弁護士(legal practitioner)とは「2004年弁護士法」にいうオーストラリアの弁護士を指す。

医療費は、歯科治療費用、検眼費用、理学療法に要する費用、心理療法に要する費用、病院での費用及び救急車搬送費用を含む。

医療報告書とは、医学的事項に関する医学(医療)専門家による説明書であり、医学専門家がその説明書とともに読まれるべきことを意図している文書も含む。

構成員とは、審判機関(Tribunal)機関との関係で、審判機関を構成する治安判事 magistrate 又は治安判事代理を指す

子の**親**とは、次の者を指す。

- (a)子の生物学上の親
- (b)継父、継母
- (c)養親
- (d)里親
- (e)後見人 及び
- (f)子の世話、福祉及び発達に責任を負う者

無能力者とは次の者をいう。

person under disability

- (a)未成年者又は
- (b)負傷、疾病(disease)、老衰、病気又は身体的若しくは心理的な衰弱のため、この手続きとの関係で、自分のことを管理できない者

実務上の指示とは、第 58 条(1)により発せられた、実務上の指示、説明又は注釈を指す。

事件管理官登記官 *registrar* とは、審判機関との関係で、審判機関の主任事件管理官を含む。

関連犯罪とは次の犯罪を指す。

- (a) 有罪判決に基づいて収監刑で処罰可能な犯罪。これには、人に対する暴行、傷害又は傷害の脅迫が含まれる。
- (b) Crimes Act 1958 の Part I の Division 1 の 8(A), 8(B), 8(C), 8(D), or 8(E) 項に違反する犯罪若しくは以前の立法で定められたそれに相当する犯罪（性犯罪）又はコモンロー上の強姦若しくは強姦目的での暴行
- (c) Crimes Act 1958 犯罪行為 21A(1) 条違反の犯罪行為（ストーカー行為）、同法 63 上違反の犯罪行為（子どもを盗む行為）、同法 63A 条の誘拐行為 (kidnapping) 若しくはこれらに相当する以前の立法で犯罪として定められた行為、又は
- (d) (a), (b), (c) で定める犯罪の共謀、扇動及び未遂

重大な悪影響とは、暴力行為の被害者に関して、被害者が暴力行為によって直接経験したか又は被った悲嘆 (grief)、苦悩 (distress)、トラウマ (trauma)、傷害 (injury) を含むが、財産に対する損失、損傷は含まない。

配偶者とは、被害者と婚姻関係にあった者をいう。

規則 *the rules* とは、治安判事が 2 名以上の次席治安判事と共に作成した審判機関の規則をいう。

審判機関 *Tribunal* とは、Part 3 により創設された犯罪被害者支援審判機関 Victims of Crime Assistance Tribunal を意味する。

被害者とは、第一次被害者、第二次被害者、又は暴力行為の関連被害者を指し、いずれに該当するかは事件による。

- (2) 前号(1)の被害の定義にかかわらず、第一次被害者又は第二次被害者が本法により行った申請に関して、審判機関が、医学的又は心理学的証拠に基づいて、暴力的行為と関連するトラウマの結果、治療又はカウンセリングが必要である、と判断した場合には、この者は、本法の目的上、傷害を負った者とみなす。
- (3) 第 8 A 条の目的上、
 - (a) 本法の定める第一被害者は、第 8 A 条(1)により第一被害者とされる者を含むものと解釈されなければならない。及び
 - (b) (第(1)項での、「重大な悪影響」の定義を含め)、本法による暴力行為に関する定めは、第 8 A 条(1)により第一次被害者と定義される者が傷害を負った場合と同様に解釈されなければならない。

(c)本法における被害に関する定めは、第8 A条(1)により第一次被害者とされる者との関連で、この者が傷害を負ったとすればこの者が経験したか若しくは被った重大な悪影響の場合と同様に解釈されなければならない。

(4)(1)項の家庭内のパートナー*domestic partner*とは次の者をいう。

(a)「登録記された関係」とは、the **Relationships Act 2008** (2008年家庭内生活者関係法)における登録され関係と同義である。及び

(b)“登記された関係”にないものが互いにドメスティック・パートナーに当たるか否かを判断するに際しては、2008年家庭内生活者関係法の第35条(2)に定められた1つ以上の事項を含む、彼らの関係に関する全事情を考慮に入れるものとする

(c)不動産の共同賃借人であるというだけでは、互いに“ドメスティックパートナー”とはならない。

4. 関連犯罪行為

(1)本項に従って、犯罪行為が次の条件を充たす場合には、本法の目的上、その犯罪行為と別の犯罪は関連があるものとする。

(a)同一人に対してなされた犯罪行為であり、且つ、

()その2つの行為がほぼ同時になされた

()ある期間、同一人又は同一グループにより行われた、又は

()他の何らかの要素を共有している

ときには、これらの犯罪は関連犯罪となる。ただし、審判機関がこれらの行為に関する具体的状況を考慮に入れて、それらの行為は関連犯罪行為として取り扱われるべきでないとは判断した場合はこの限りではない。

(b)審判機関への申請の基礎となっている傷害又は死亡にこれらの犯罪行為が寄与していること。ただし、審判機関がこれらの行為に関する具体的状況を考慮に入れて、それらの行為は関連犯罪行為として取り扱うべきではないとは判断した場合はこの限りではない。

又は

(c)審判機関がそれらの行為を関連犯罪行為として扱うべきであると判断した場合。

(2)本法の目的上、本法による支援提供の理由たる犯罪行為は、その支援の提供後になされた別の犯罪行為とは、関連犯罪行為の関係にはない。

(3)ある一つの犯罪行為関係して、複数の行為が別々の犯罪行為として起訴され、審理され、審問を受けている場合でも、それぞれが関係犯罪行為である場合がある。

(4)本法の目的上、一連の関連犯罪行為は、それが一人により犯されたものか複数人に犯されたものかを問わず、一つの暴力行為を構成する。

5. 死亡の影響

反対趣旨の法律又は法規定にもかかわらず、暴力行為の被害者が死亡した場合には、その被害者の支援を受ける権利は、いかなるものであれ、その者の遺産(財産)の利益のために存続しないものとする。

第2編 支援を受ける資格

第1Division 第一次被害者

7 第一次被害者とは誰か？

- (1) 暴力行為における第一次被害者とは、暴力行為の直接の結果により傷害を負い又は死亡した者を指す。
- (2) 次の行為の直接的な結果として傷害を負うか又は死亡するに至った者も暴力行為の第一次被害者である。
 - (a) 暴力行為を犯したと信ずる合理的根拠のある者を逮捕しようとした行為
 - (b) 暴力行為の遂行を阻止しようとした行為又は
 - (c) 合理的な理由に基づき、暴力行為の被害者であると信じて、助力を提供するか救助しようとする行為

8 第一次被害者が利用することができる支援

- (1) 第一次被害者は\$60,000までの補償を審判機関の支援により受けることができ、その額は、\$60,000であり、さらに第8条により、特別経済支援を受けることができる場合がある。
- (2) 第一次被害者に支給される額は次のとおりである。
 - (a) 第一次被害者が合理的カウンセリングサービスのために実際に負ったか又は合理的にみて負う蓋然性がある費用
 - (b) 暴力行為の直接の結果として第一次被害者が、実際に負担した医療費で且つその負担が合理的な医療費又は合理的にみて負担することになる蓋然性が高い医療費
 - (c) 暴力行為の直接の結果として第一次被害者に生じた又は合理的にみて生ずる蓋然性の高い賃金の損失に関して、上限\$20,000(の補償)
 - (d) 暴力行為が犯された時に着用していた衣服の損失又は損害を通して第一次被害者が負担した費用
- (3) 例外的な場合には、暴力行為の被害からの回復を助けるために第一次被害者が実際に負担し且つ負担することが合理的なその他の費用又は合理的にみて負担することになる蓋然性が高いその他の費用の場合には、(1)項の範囲内で第一次被害者に支給する額の中にも含めることができる。
- (4) (2)(d)に定めるように、衣服の場合には、財産の損失又は損害に関する費用として第一次被害者に支給することができない。

8A 重大な悪影響を被った第一次被害者への特別経済支援

- (1) 第7条により第一次被害者とされる者に限定、本条の目的上、自己に対する暴力行為の直接的結果として重大な悪影響を経験したか又は被害を受けた者もまた第一次被害者とする。
- (2) 審判機関が次に該当すると認定した場合、審判機関による特別経済的支援を受けることができる
 - (a) 暴力行為が人に向けられたものであること
 - (b) その暴力行為の直接の結果として重大な悪影響を経験したか又は被ったこと、及び

(c) その暴力行為が、本条の目的との関係で、暴力行為の категория-A、B、C、又はDに該当する場合
(3) 本条により支給することができる特別経済的支援の額は、(4) 項に定める額を上限とする。

(4) 前項(3)の目的との関係で、そのレベルは次のレベルに分かれる。

(a) 申請者は暴力行為の直接的結果として、重大な悪影響を経験してきているか又は被っていると審判機関が認定した場合には、暴力行為の関連カテゴリーの関連で、第(5)項の表に示された最下限額、及び

(b) 申請者は暴力行為の直接的結果として、第3条(1)で定義された傷害を負ったと審判機関が認定した場合には、暴力行為の関連カテゴリーの関連して、第(5)項の表に示された上限額まで増額された額

(5) 次の表は、本条に従って、関係する暴力行為の категорияにより支給される特別経済支援額の下限額及び上限額を示したものである。

次の表の、規定状況において適用規定額、を、法定状況下で適用される法定額に修正(以下同じ)

暴力行為の カテゴリー	最小額	最大額
A	規定状況において適用規定額が \$ 4,667 またはそれ以上	規定状況において適用規定額が \$ 1,000 またはそれ以上
B	規定状況において適用規定額が \$ 1,300 またはそれ以上	規定状況において適用規定額が \$ 3,250 またはそれ以上
C	規定状況において適用規定額が \$ 650 またはそれ以上	規定状況において適用規定額が \$ 1,300 またはそれ以上
D	規定状況において適用規定額が \$ 130 またはそれ以上	規定状況において適用規定額が \$ 650 またはそれ以上

(6) 本条の目的を実現するため、規則 regulation で、次のことを定めることができる。

(a) 暴力行為又は暴力行為のクラスを、 категория-A、B、C、又はDとして具体的に定めること

(b) 特定の暴力行為の категорияに関して、支給の下限額又は上限額を引き上げて支給額を定めること、

(c) 支給の下限額及び上限額について、今までよりも高い額を定めた規定が適用されうる状況を定めること

(7) たとえ次の場合でも、審判機関は、蓋然性の均衡に基づいて(特定の暴力行為が関係している蓋然性の方が、関係していない蓋然性よりも高い、という判断基準に基づいて)、特定の категорияの暴力行為が関係していると認定することができる。

(a) その傷害に関連する categoriaの暴力行為で誰も起訴されていない、有罪と認定されていない又は有罪を言い渡されていない場合、又は、

(b) 起訴され、有罪を認定され又は有罪を言い渡された理由となった暴力行為が、傷害に関して定められた categoriaとは別の犯罪行為であるとき。

第2Division 第二次被害者

9 第二次被害者とは誰か？

- (1) 暴力行為による第二次被害者とは、暴力行為の場面に居合わせ、目撃したことによる直接の結果として傷害を負った者をいう。
- (2) 暴力行為による第二次被害者とは、また、事後に暴力行為に気づいたことの直接的な結果として傷害を負った者をいう。
 - (a) 暴力行為の第一次被害者の親又は保護者である場合及び
 - (b) 暴力行為の第一次被害者がその犯行時に18歳以下であった場合
- (3) 暴力行為を犯し刑事上責任がある場合、前項(2)の定める暴力行為の第二次被害者には該当しない。

10 第二次被害者が利用することができる支援

- (1) 第二次被害者は審判機関により\$50,000まで支援金の支給を受ける。
- (2) 第二次被害者に支給される上限額は次の通りである。
 - (a) カウンセリングサービスにより、第二次被害者が、実際に負担した又は合理的に考えて負担する見込みがある、合理的なカウンセリングサービス費用
 - (b) 暴力行為を目撃したか又は気づいたことの直接の結果として第二次被害者になった者が、実際に負担した又は合理的に考えてみて負担することになる蓋然性のある医療費
- (3) 例外的な場合には、第(1)項に定める限界の範囲内で、実際に被った所得の喪失又は合理的に考えて生ずる蓋然性のある所得の喪失を理由とする補償額も含み、その上限額は\$20,000である。

10A 一定の第二次被害者が利用することができる追加的支援

- (1) 例外的な状況がある場合には、10条(1)で定める制限内で、第二次被害者が暴力行為から回復するのを助けるために、第二次被害者が実際に負担したか又は合理的にみて負担することになる蓋然性が高いその他の費用額を、次の者に支給することができる。
 - (a) 9条(1)の定めるところにより第二次被害者である者
 - (b) 暴力行為の第一次被害者が家族の構成員であるとき及び
 - (c) 暴力行為の実行時、18歳以下であった者(被害者)
- (2) 例外的な状況において且つ10条(1)に定める限界内で、9条(2)により第二次被害者である者が暴力行為を知ったことにより受けた被害からの回復を助けるために、その第二次被害者が実際に負担したその他の費用及び負担したことが合理的なその他の費用又は合理的にみて負担することになる蓋然性が高いその他の費用を支給することができる。
- (3) 本条において、ある者との関連で、**家族構成員**とは

- (2) 関連被害者に対し、次に定めるものに関して支払われた(支払われる)額を支給することができる。
- (a) 関連被害者が合理的カウンセリングサービスを受けて、その者が負担した又は合理的にみて負担する蓋然性が高い金額
 - (b) 第一次被害者の死亡の直接の結果として、関連被害者が実際に負担したか若しくは合理的にみて負担する蓋然性が高い医療費又は葬儀費用
 - (c) 第一次被害者の死亡の直接の結果として、関連被害者が経験した又は合理的にみて経験する蓋然性の高い精神的苦痛distress
 - (d) 第一次被害者が死亡しなければ、関連被害者が第一次の被害者から受け取ることができた蓋然性が高いと見るのが合理的な金額で、第一次の被害者の死亡から2年の期間を上限とする、失った金額
 - (e) 第一次の被害者の死亡の直接の結果として、関連被害者が実際に負担したか又は負担する蓋然性が高く、そうみるのが合理的な他の費用
- (3) 関連被害者が、財産の損失又は損害を通じて負った費用に対して支援金を支給してはならない。
- (4) 例外的な状況には、(1)項に定める限度内で、関連被害者が暴力行為の第一次被害者の死亡の影響から回復する支援のために、関連被害者が負担した合理的とみることができる実際の負担額又は合理的にみて関連被害者が負う蓋然性が高い他の費用も、被害者に対する支給総額の中に入れることができる。

第4Division 葬儀費用の支援

15 第一次被害者への葬儀費用を負担する者が利用できる支援

暴力行為による第一次被害者の死亡の直接の結果として葬儀費用を負担した者で関連被害者でない者が、実際に負担した葬儀費用又は負担することが合理的とみることができる葬儀費用について、審判機関は支援金を支給することができる。

第5Division 支援の限界

16 その他の考慮されるべき権利

申請者に支給する支給額を決定する場合、審判機関は

- (a) 以下のパラグラフ(ab)を前提に、次に定める(i)及び(ii)の額を考慮に入れて、その総額まで減額しなければならない。

審判機関に支援を求めている、損失、費用又はその他の事項に関して、

- () 申請者がコモンローにより回復した損害賠償金 any damages及び
- () 賠償金、支援又は申請者が受け取ったその他のもの

- (ab)8A条による特別経済支援又は13条(2)(c)による補償額の場合には、審判機関に支援を求めている損失、費用又はその他の事項に関して、(生命保険及び健康保険を含む)保険証券による支払い又は

申請人が受け取ったか、受け取ってはいないが受け取る資格があるか若しくは申請したならば受け取る資格がある、高齢者年金制度 superannuation による支払いを考慮に入れなければならない。

(ac)申請者の申請が関係する出来事に関して、1983年輸送法 Transportation Act 1983 第12条により申請者に支給された支援額又は申請者が受領する資格がある経済支援額を考慮に入れて、減額しなければならない。

(b)パラグラフ(ab)の場に従うべき場合を除き、すべての場合に、次の総額を考慮に入れ、減額することができる。

()制度がどのようなものであるかを問わず、制度による補償、支援又は支給。これには、その支給が法律によるものであろうと、法律に基づくものではない場合であらうと、輸送事故委員会、ヴィクトリア労災補償局並びに1968年の警察活動援助行為に関する補償法 (Police Assistance Compensation Act 1968) 及びかかる制度の先駆けとなる制度により創設された労災補償局により管理される支給を含む。及び

() (生命保険及び健康保険を含む)保険証券又は高齢者年金制度による支払い。

(i)及び(ii)については、審判機関による支援を求める理由となっている損失、費用又はその他の事項に関して、申請者が受領した額、申請者が受領していないが受領する権利がある額又は受領してはいないが申請すれば受け取る権利がある額による。

17 賃金の喪失

審判機関が支援金の支給を認めることができる所得の喪失は、暴力行為に関する出来事の直接的な結果として、第一次被害者又は第二次被害者がその労働能力の全部又は一部を失い、そのために失った所得に関するもので、その出来事後の2年間を上限とする。

18 申請者は1つの資格でのみ申請することができる

申請者は一個の暴力行為に関して、1つの資格でのみ支援を申請し又受け取る資格がある。

第3編 犯罪被害者支援審判機関

第1Division 審判機関

第19条 設立

(1) 犯罪被害者支援審判機関を創設する。

(2) 審判機関は、1989年治安判事裁判所法 (Magistrates' Court Act 1989) 第7条にもとづく治安判事長及び治安判事の職にある他のすべての者又は同法第9条にもとづく治安判事代理により構成される。

第20条 審判機関の職務、権限及び義務

審判機関は、本法の定める職務を果たし、権限を有し、義務を負う。

第 21 条 審判機関の組織(構成)

- (1) 審判機関は、判断する事項の如何を問わず、その職務を果たし、権限を行使し、義務を果たす目的を実現するため、1名の構成員により構成されるものとする。
- (2) 審判機関は、1つ以上の部局と同時並行的にその職務を果たすことができる。
- (3) 治安判事長は、審判機関の業務の管理に責任を負い、その業務管理及び特定業務を行うための審判機関の構成について指示を与えることができる。

第 22 条 手続の有効性

審判機関の決定は、特定業務を行うための審判機関を構成する治安判事若しくは治安判事代理の割り当てにおいて又はそれに関連して、瑕疵があるか又は通常の場合に即した処理がされていない irregularity ということだけを理由に、無効となることはない。

第 23 条 審判機関職員

2004 年行政法 (Public Administration Act 2004) 第 3 編 (Part 3) にもとづき以下の者を雇用することができる。

- (a) 審判機関の主任事件管理官 principal registrar
- (b) 審判機関の事件管理官
- (c) 審判機関の事件管理官補佐 deputy 及び
- (d) 審判機関の効果的な運営のために必要な人数のその他の職員

第 24 条 委任

- (1) 治安判事長は、審判機関のために、また審判機関を代表して、本法又はその他の法律により審判機関に与えられている権限を、審判機関の主任事件管理官、事件管理官、事件管理官副官に、文書により、委任することができる。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - (a) (1A) の限定を受けるが、支援申請に関する審問又は決定を行う権限及び
 - (b) この委任権
- (1A) (定められた額を超えない) 支援金の暫定支給をするかしないかの決定ができるようにするために必要な限度で、支援申請につい審問を行う権限を、(1) に基づき、委任することができる。
- (2) (1) の定めは、第 29A 条にもとづく申請に関する審問又は決定を行う権限の委任を妨げない。

第 2 Division 申請

第 25 条 審判機関に申請できる者

- (1) 審判機関に申請できるのは、暴力行為の第一次被害者、第二次被害者又は関連被害者である。

- (2) 第 2 編 (Part2) の Division 4 に従い、葬儀費用を負担した者も審判機関に申請できる。
- (3) 申請資格を有する者が子どもの場合、子どもの代理として子どもの親、保護者¹ guardian 又は審判機関が適切と判断するその他の者が申請を行うことができる。
- (4) 申請資格を有する者が、1986 年後見管理法 (Guardianship and Administration Act) の意義の範囲内での後見に服している場合、代理人の代わりに後見人² 又は同法にもとづいて指名された管理者が、申請を行うことができる。
- (5) この他に、申請資格を有する者が、申請のために助力が必要であると審判機関が判断した場合、審判機関が適切と判断する者が、その者に代わって申請を行うことができる。
- (6) 本法の目的上、本条に従って、本人に代わって別の者が申請を行った場合も、申請は本人により行われたものとする。

第 26 条 申請書式

申請は次に定めるところに従うものとする。

- (a) 規則で定められた書式により又はその書式に則り、書面で行われなければならない、書式が定められていない場合には、実務及び指示により求められる書面をもって行われなければならない。
- (b) 書式で申請に添付することが要件とされている証拠書類 (診断書又は所得証明書など) を添付しなければならない。
- (c) 審判機関が申請について決定を下すうえで必要と判断するその他の証拠又は文書を入手できるように、審判機関に権限が付与されていることを記載しなければならない。
- (d) 審判機関に対し、審問の実施を望むか、それとも審問を行わずに申請について決定することを望むか、に関する問い合わせを記載しなければならない。
- (e) 申請者又は申請者の代理人が申請を行う場合、法に定められた宣言により、申請書の記載を本当のものであることを確認する記載がなされなければならない。

第 27 条 申請で提示すべき内容

- (1) 申請書には次の事項を記載しなければならない。
 - (a) 傷害又は死亡が生じた状況の記載。これには、その犯行の日時及び場所を含む。
 - (b) 申請者は、第一次被害者、第二次被害、関連被害者、葬儀費用を負担した者のいずれの立場で支援を申請しているのかに関する記載
 - (c) 傷害の内容及び死亡原因の記載
 - (d) 申請者による警察への届け出の有無に関する記載
 - (e) 申請の理由となっている犯罪に関して刑事手続が開始されたか否かに関する記載
 - (f) 求める支援金の額と種類
 - (g) 申請者が、同一の暴力行為に関し、本法による支援申請を別に行っているかどうかに関する記載
 - (h) 申請者の、他の制度による補償申請の有無。それが、法律によるものか法律で定められていない制度によるものかを問わない。このような制度による申請には、輸送事故委員会 (Transport Accident

Commission) 及びヴィクトリア州労働災害補償局 (Victorian WorkCover Authority) の管理運営による申請及び 1968 年警察活動援助行為に関する補償法 (Police Assistance Compensation Act) により創設された労働補償制度による申請がある。

(i) 関連のある保険による補填(これには生命保険及び健康保険を含む)又は申請者若しくは第一次被害者が死亡した場合の関連被害者が保持する退職年金 superannuation を受給する権利の詳細な記載、及び

(j) 規則又は実務上の指示により、申請で提示を求められているその他の事項

(2) 申請者が別の制度(法定されているか、法定されていないかを問わず)にもとづいて、損害賠償、補償、支援又はその他の支給の申請をしている場合、申請者は、その制度を運営する機関から審判機関が必要とする情報を入手する許可を審判機関に与え、その申請に関する情報及びその申請についてなされた決定に関する情報の提供を受けることができるようにしなければならない。

第 27A 条 関連被害者による申請において提供されなければならない情報

(1) 関連被害者である申請者は、申請書に次の事項に関する詳細を記載しなければならない。

(a) 申請者が、暴力行為の関連被害者の可能性があると思料する他のすべての者

(b) 申請者が、暴力行為の関連被害者だと申し立てる可能性があると思料する他のすべての者

(c) 申請者が、第 2 編 Division 4 に従って申請を行う可能性があると思料する者

(2) 前号(1)により詳細の記載を求められる者又はそのクラスに属する者がいることを申請者が知っているが、その者の氏名又は住所を知らない場合には、申請者は、審判機関が氏名及び住所を確認するのに役立つかもしれない、自分の知る範囲のすべての事項を申請書に記載すれば足りる。

第 28 条 申請の送付先

申請は、審判機関の事件管理官に提出又は郵送しなければならない。

第 29 条 申請期間

(1) 申請は、暴力行為に関する出来事の発生後、2 年以内に行わなければならない、関連被害者又は葬儀費用の負担者による申請の場合は、第一次被害者の死亡後、2 年以内に申請がなされなければならない。

(2) 審判機関は、期間経過後に出された申請については、特定の事情があるため、却下されるべきでないと判断する場合を除き、その申請を却下しなければならない。

(3) 期間経過後の申請について、さらに審問及び決定を行うかどうかを判断するにあたり、審判機関は次の事項について考慮しなければならない。

(a) 暴力行為に関する出来事の発生時の申請者の年齢

(b) 申請者は、2006 年障害者法 (Disability Act 2006) の意義の範囲内における知的障害又は 1986 年精神保健法 (Mental Health Act 1980) の意義の範囲内の精神の病を抱えているか否か

(c) 暴力行為を行った者又は申請者により暴力行為を行ったとされる者が、申請者との関係性において、権力、影響力を有していたか、信頼関係にあったか否か

(d) 暴力行為により申請者が受けた身体的又は心理的影響

(e) 申請の遅延によって、審判機関が公平な決定を下す能力が脅かされたか否か

(f) 暴力行為に関する出来事の発生時に申請者が子どもだった場合には、申請者が 18 歳に達してから合理的な期間内に申請が行われたか否か

(g) 審判機関が関連性を認めるその他のすべての状況

- (4) 審判機関は、申請者が単に、本法、1983 年犯罪被害補償法 (Criminal Injuries Compensation Act 1983) 若しくは 1972 年犯罪傷害補償法 (Criminal Injuries Compensation Act 1972) 又はこれらの法律のいずれかにより定められている申請期間に気づかなかったということだけを理由に、期間経過後の申請について、さらに審問及び決定を行うよう決定してはならない。

第 29A 条 申請を取り下げる権利

- (1) 本法に基づく支援の申請者は、申請の審問又は決定の前であればいつでも、審判機関に、書面で、支援申請の取り下げを申請することができる。
- (2) 前号(1)に従って申請者が取り下げを申請した場合、審判機関は、支援申請の削除命令を発しななければならない。

* * * * *

第 3 Division 審判機関の手續と権限

第 31 条 証明基準

本法による申請に基づき又はそれに関連して、審判機関が事実問題を決する場合には、その決定は蓋然性の均衡 (ある事実が存在する蓋然性が、その事実が存在しない蓋然性よりも高い場合には、その事実が存在すると認定する基準) に基づいて (on the balance of probabilities) なされるものとする。

第 32 条 公正かつ迅速に行う義務

- (1) 審判機関は、審判機関が判断すべきすべての事項に関して次のように行わなければならない。
- (a) 公正に手續を行うこと
 - (b) 主張の内容を認めるべき根拠が相当程度あるか否かにより判断すること及び
 - (c) 本法による要求として及び審理対象となる事項の適切な判断が妨げられない限度で、できる限り迅速に手續を進めること。
- (2) 審判機関は、1 個の暴力行為に関して、複数の関連被害者から提出されているすべての申請を、同時に審問し決定するよう努力しなければならない。
- (3) 申請の対象となっている事柄に関して、係属中の民事訴訟又は 1991 年量刑法 (Sentencing Act) 第 4 編第 Division 2 の(1)に基づく係属中の手續があるというだけで、審判機関による申請に関する審問及び決定は妨げられない。
- (4) 前号(3)は、第 41 条(1)の、申請の審理の延期命令を発する審判機関の権限を何ら制限するものではない。

第 33 条 審問を開かずに行われる決定

- (1) 審判機関は、次の場合、審問を行わずに申請についての決定又は申請に関連する決定を下すことができる。
- (a) 申請者が申請の中で、審判機関に審問を行わないで手続を進めて欲しいという希望を述べている場合
 - (b) 審判機関の事件管理官に申請者が提出又は郵送した後、いずれの時点であれ、審判機関が審問を開かずに手続を進めることに申請者が書面で承諾した場合、又は
 - (c) 申請又は決定が、支援の暫定支給を行うかに関するものであるとき。ただし、審判機関が、特定の事情があり、審問を行う必要があるか又は望ましいと判断した場合はこのかぎりはない。
- (2) 審問を行う場合、審判機関は、次の詳細な事項を含む決定を申請者に申請者に通知しなければならない。
- (a) 支援金の支給額
 - (b) 支援金支給の目的
 - (c) 支給の条件
 - (d) 支援金が支給される者及び
 - (e) 審判機関によるその他の命令

第 34 条 審問の日時と場所の設定

- (1) 審判機関が審問を行うことを決定した場合、審判機関は、審問の日時と場所を設定し、それについて申請者に合理的な通知をしなければならない。
- (2) 審判機関は、審判機関がその審問対象事項に正当な関心を持つと判断する本人以外の者に、審問の日時と場所について通知することができる。
- (3) 審判機関は、暴力行為を行った者又は行ったとされる者に審問の日時及び場所の告知を与えるべきか否かという争点について、最初に申請人に告知を与えることなく、暴力行為を行った者又は行ったとされる者に、前号 (2) により審問の日時と場所について、通知をしてはならない。

第 35 条 審問に出頭する資格

- (1) 審判機関の判断に拠れば、ある事項に重要な関心がある申請者及びその他の者又は機関は、その事項に関する審判機関の審問に出頭しその意見を述べる権利がある。
- (2) ある事項について審判機関を補佐する審判機関のオフィサー又は審判機関でその事項にかにして審判機関を支援することに関わる弁護士は、その事項に関する審問に出頭し、審判機関にその意見を述べる権利がある。
- (3) 州が、ある事項について正当な利益を有すると思料する場合には、州はその事項に関する審問に出頭し、その意見を述べる権利がある。
- (4) 審判機関の審問に出頭し、意見を述べる権利がある者又は機関は、その事項の当事者とする。

第 36 条 当事者の出頭方法

- (1) 当事者は、自ら出頭するか又は弁護士若しくは審判機関の許可を得てその他の代理人が出頭することもできる。
- (2) 前項(1) を制限することなく、
 - (a) 当事者が法人の場合、書面でその法人の授權を受けた法人のオフィサー(役員) が、その法人の代理として出頭することができる。
 - (b) 当事者が弁護士事務所 firm の場合、その事務所のパートナー又はその事務所により書面で授權されたその事務所の被用者が、その事務所の代理として出頭することができる。
 - (c) 当事者が州の場合、州の代理として出頭する権限を書面で州から付与された、2004 年行政法(Public Administration Act) の Part 3 による被雇用者が出頭することができる。

第 37 条 証拠

- (1) 審判機関は、1958 年証拠法(Evidence Act) 第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 20 条及び第 20A 条により、総督により任命された委員会に関する権限を有する。
- (1A) 審判機関は、審判機関への出席を求める召喚状が送達されたが、召喚状の求め通りに出席しなかった証人に対し、逮捕令状を発することができる。
- (1B) 逮捕令状に関連する 1989 年治安判事裁判所法(Magistrates' Court Act) 第 4 編 Division 3 の規定は、前項(1A) により発せられる逮捕令状に準用する(範囲を広げ、必要な修正を加えた上で適用される) 。
- (2) 審判機関は、職権で又は手続当事者からの申請に基づき、証人による証言方法に関して代替措置を講ずることを指示することができる。
- (3) 前項(2) を制限することなく、以下の代替措置を取るよう指示を出すことができる。
 - (a) 閉回路テレビ closed circuit television 又はその場所と審判機関が審理する部屋との間でコミュニケーションがとれるその他の機器を使って、審判機関が審理している部屋とは別の場所から証言をすることを許可すること
 - (b) 間仕切りを使って、暴力行為を行った者又はその暴力行為を行ったとされる者の姿を、証人から直接見えないようにすること
 - (c) 証人が証言をする間、精神的支えとなる目的での、証人の付添人が傍らにいないことを許すこと
 - (d) 証人の尋問又は反対尋問中の弁護人の同席を求めること。
- (4) 本条により、審判機関の審理が開かれている部屋の外にある場所で証人が証言することが許された場合、その場所は、証人が証言をする目的でそこにいる間、審判機関が審理する部屋の一部と見なされる。
- (5) 審判機関は、職権で又は訴訟当事者からの申請に基づき、手続の過程でいつでも、第(2) 号にもとづく指示を変更又は取り消すことができる。

第 38 条 審判機関の手続

- (1) ある事項の審問に関して、審判機関は、
 - (a) 正式の方法で審理を行うことを義務づけられない。
 - (b) 証拠に関する規則又は実務に拘束されないが、審判機関は自らが適切と思料する方法でその事項に

関して情報を得ることができる。

(c) その事項の当事者に、次の合理的な機会をあたえなければならない

() 証人の召喚又は証言

() 証人の尋問、反対尋問、再尋問

() 審判機関への証拠の提出

(2) 申請について審問及び決定の後(第60条による変更申請を含む)、審判機関は、次の点に関する詳細を含め、申請者に決定内容を通知しなければならない。

(a) 支援金が支給される場合は、その額

(ab) 関連がある場合、審判機関が第8A条により暴力行為が関係しているとの満足の行く心証を得た場合の、その暴力行為のカテゴリー

(b) 支援金支給の目的

(c) 支給の条件

(d) 支援金支払い対象者及び

(e) 審判機関によるその他の命令

(3) 本法及び規則並びに第45条(1)又は実務に関する指示に基づくガイドラインの制限を受けるが、審判機関の手続は、審判機関の裁量によるものとする。

第39条 審判機関の調査権

(1) 審判機関は、申請についての決定を下すためにさらに情報を得ることが必要であると判断した場合、次のことを行うことができる。

(a) ある者に対し、審判機関に代わって問い合わせ又は調査を行う権限を授け、審判機関が必要とする情報を審判機関にさらに提供させることができるようにすること

(b) 医療報告書又はカウンセリング報告書の作成及び審判機関への提出を命ずること又は

(c) 申請者に対し、審判機関により発せられた命令で指定された期間内に、その命令で具体的に示された特定の事項又を含む追加的説明書又はその命令で具体的に示された文書を、審判機関に提出するよう命ずること

(2) 前項(1)(a)の授けにより権限を得ることができる者は次の者である。

(a) 第23条で言及されている職員

(b) 申請に関連して審判機関を支援するために、審判機関に関わる弁護士又は

(c) ある事項についての審問に州が出頭した場合、州の代理人として審判機関に出頭する権限を与えられている者

(3) 第(1)項を制限することなく、審判機関は、第(1)(a)号に該当する者に対し、第40条により事件管理官に与えられている権限の行使を授けすることができる。

(4) 第(1)(b)により作成を命じられた医療報告書又はカウンセリング報告書の作成に関連して、申請者が合理的な理由なく医療専門家の診断の受診要求又はカウンセリングサービスを受けることを求める要求を拒むか又は従わない場合、審判機関は、第41条により、その診断又はカウンセリングが実施されるまで、申請

の審理を延期するか又は申請を拒否することができる。

- (5) 審判機関は、前項(4)の定める診断又はカウンセリングサービスの提供のための費用及びそれに付随して生ずる費用を負担しなければならない。
- (6) 審判機関は、申請者又はその他の当事者から医療報告書又はカウンセリング報告書が提出されたか否かを問わず、(1)(b)にもとづきその権限を行使することができる。
- (7) 申請者が合理的な理由なく(1)(c)による命令の遵守を拒むか従わない場合、審判機関は、第41条により、その命令が遵守されるまで、申請の審理を延期するか又は申請を拒否することができる。

第40条 事件管理官の情報収集権限

- (1) 事件管理官は、支援申請に関連して次のことを行うことができる。
 - (a) 裁判の審理予定事件登録書の調査又は
 - (b) 書面の通知により、ある者に対し指定期間内に、事件管理官に情報を提供するように求めること又はその申請に関連する文書を事件管理官に提出するように求めること
- (2) 前項(1)(b)に従い、次の者に通知を発することができる。
 - (a) 次の機関にサービスを提供するために雇用されている者又はかかるサービスに従事している者
 - () 政府機関
 - () 医療サービス提供機関又は
 - () その他の機関
 - (b) 警視總監
 - (c) その他の人物
- (3) 事件管理官は、(1)(b)による通知で指定された期間を、(1)(b)の要請を遵守させるために、延長し又は延長を更新することができる。
- (4) (1)(b)による通知を受けた者は、通知を遵守しなければならない。
ペナルティは、ペナルティ点数10。

第41条 延期権限

- (1) 審判機関は、
 - (a) 審判機関が必要と思量するか又はその状況下で正当と思量する時と場所に、
 - (b) 審判機関が必要と思量するか又はその状況下で正当と思量する目的のために、及び
 - (c) 審判機関が必要と思量するか又はその状況下で正当と思量する費用又はその他の事項に関する条件について、申請の審理を延期する命令を発することができる。
- (2) 前項(1)を制限することなく、審判機関が、申請についての審理を延期ことができ、その目的は他の審理が係属中か開始予定の場合の手續の延期にある。例えば、暴力行為から生じた非刑事又は刑事の手續が既に開始され係属中である場合又は申請人により開始されようとしている民事訴訟がある場合で、6か月以内に判決が言い渡される蓋然性が高い場合の、その申請の審理の延期。

(3) 本条にもとづく命令は、当事者による申請に基づき又は職権で発することができる。

第 42 条 審判機関からの非公開の指示がない限り審問は公開される

(1) ある事項に関して審判機関が行う審問は、審判機関が次の指示を発するとき以外は、公開で行うものとする。

(a) 審問の全体又は一部分を、一般非公開で行うこと又は

(b) 審問手続の全体を通して又はその一部で、審判機関が指定する者又はグループに在廷を許可する者を限定すること

(2) 本条による指示は、当事者による申請又は職権により発することができる。

(3) 審判機関は、指示を発する指示の申請が、次の者によりなされた場合には、審判機関による本条の指示は命令的なものとする（本条による指示を発しなければならない）。

(a) 審判機関が次の条件を充たすと判断した、暴力行為の第一次被害者である申請者

() その者が受けた傷害が、第 3 条の関連犯罪を定義する (b) 項で定める犯罪の結果傷害を負った者

() 児童又は

() 認識機能障害を負った者

(b) その指示が発せられなかった場合、次の蓋然性が高いと審判機関が判断する申請者

() 苦悩する蓋然性

() 脅迫又はストレスを感じる蓋然性

第 42A 条 文書の閲覧

(1) 審判機関の業務時間内に、手続申請者及びその他の者は、（手数料がかかる場合、指定の額を支払えば）、訴訟において審判機関に提出されている文書を閲覧又は謄写することができる。

(2) 前項(1)にかかわらず、

(a) 審判機関が機密保持を命じている文書については、閲覧又は謄写できない。

(b) 審判機関の手続申請者以外の者は、審判機関の許可なしに、審判機関の事件管理官の、秘密保持が維持されるべきであるという意見が示された文書を閲覧又は謄写することができない。

(3) 審判機関は、公共の利益にかなうと判断した場合、命令を発し、

(a) 審判機関での手続において提出された文書について、機密保持の継続を命じ、又は

(b) 審判機関での手続において提出された文書の閲覧又は謄写に許可を与えることができる。

(4) 本条にもとづく命令は、当事者の申請に基づき又は職権で発することができる。

第 43 条 審判機関は資料の公表を制限することができる。(審判機関による資料の公表の制限)

(1) 審判機関は、公共の利益にかなうと判断する場合、次の命令を発し、次の証拠、文書又は情報を、命令で指定された方法で及びその命令で明示された者に公表するよう命じることができる。

(a) 審問で提示される証拠全部又は具体的に示した部分

(b) 審判機関に提出された文書のすべての内容又は具体的に示された部分

(c) 審問に出頭した当事者又はその他の者を特定・識別することになる蓋然性が高い情報

(2) 本条による命令は、当事者による申請に基づき又は審判機関の職権で発することができる。

(3) 本条の命令に従う場合を除き、(1)項に定める資料を公表してはならない。公表した場合には、そのペナルティは、

法人の場合は、ペナルティ点数 500

それ以外の場合は、ペナルティ点数 100 又は 2 年間の収監刑

第 44 条 手続上の指示

(1) 審判機関は、ある事項の審問において又はそれに関連して、従うべき手続に関して、指示をすることができる。

(2) 審判機関は、本条にもとづいて発せられた指示をいつでも変更又は取り消すことができる。

(3) 本条にもとづく指示は、当事者による申請に基づいて又は職権で、発令、変更又は取り消すことができる。

(4) 本条による指示は、本法により制定された規定、規則、第 45 条(1)により発せられたガイドラインと一貫性を欠くものであってはならない。

第 45 条 ガイドライン

(1) 治安判事長は、審問事項全般又は特定のクラスの事項を扱う審問で又はその審問に関連して、従うべき手続に関するガイドラインを発することができる。

(1A) 治安判事長は、下記に関連して審判機関が考慮することのできるガイドラインを発することができる。このガイドラインは一般的に又は特定明示されたクラスの事項に適用されるものとする。

(a) 特定明示された費用が合理的か否かが決定において考慮に入れることができる事項及び

(b) 申請についての決定に関連するその他の事項

(1B) (1A)条により発せられるガイドラインは、次の申請に適用されることを明示することができる。

(a) ガイドラインが発せられた後の申請

(b) 申請のなされた時期を問わず、ガイドラインが発せられた後に判断されることになる申請

(2) (1)項又は(1A)項により発せられるガイドラインは、本法の規定、規則及び実務上の指示と一貫性を欠くものであってはならない。

第 46 条 費用の基準

(1) 総督は、官報に掲載される命令により、本法による支援に関し審判機関への支援申請に適用されるべき費用の基準を定めることができる。

(2) 第(1)項による費用の基準は、次の費用について定めることができる。

(a) 本法にもとづく支援の申請者の代理をする弁護士に支払うべき費用

(b) 審判機関における手続で証人となった者又は審判機関に文書提出を求められた者に支払うべき手当又は経費

(c) 検査及び記録作成など、審判機関へのサービスの申請に関連して、医療専門家又はカウンセリングサービスの提供者から提供されるサービスに関連して支払われるべき額

(d) 葬儀費用に関連して支払われるべき額

第 47 条 権利者への費用の支払い

(1) 本条において、

「債権者」とは、費用の回収のための手続を開始することができる者を指し、依頼者の費用を立て替えて支払った弁護士を含む。

「費用」とは、本法にもとづいて提供される治療又はその他のサービスにより発生した費用で、その支援が本法による支払いの対象となる場合を指すが、第 48 条で定められた費用はこれにこれに含まれない。

費用に関し「合理的な」とは、提供された治療又はその他のサービスが合理的である場合をいう。

(2) 審判機関は、費用に関連する支援につき、債権者に支払いをするように命令を発することができる。

(3) 審判機関が、費用の額は合理的であると判断し、第(2)項による債権者への支払を命じた場合、債権者は、命令された額と費用額の差額を債務者から回収することができる。

(4) 審判機関が、費用額が合理的でないと判断した場合、審判機関が合理的と判断する額を決める命令を発することができる。

(5) 審判機関が、前項(4)にもとづいて、次に定める費用に関連する命令を発した場合、次の通りとする。

(a) 費用に関連する支援金の支給額は、審判機関による決定額の 80% を超えないものとする。

(b) 費用の支払いがなされない場合、

() 債権者が、依頼者の費用の全額を立て替えて支払った弁護士でない限り、債権者は、審判機関の決定額を超える額を回収する権利はないものとする。

() 債権者が依頼者の費用の全額を立て替えて支払った弁護士の場合、審判機関の決定額と支払った額の差額は、依頼者に代わる支払いを弁護士から受けた者から、簡易な手続で回収できる民事上の債務として、回収することができる。

() 本法は、債権者が、審判機関の支払い命令による支払い後に残る、審判機関の決定額との差額の回収を妨げないものとする。

(c) 費用の支払いがなされた場合、審判機関の決定額を超える支払い額は、支払いを受けた者から簡易な手続で回収できる民事上の債務として回収することができる。

第 48 条 費用

(1) 審判機関での手続費用及びその付随費用は、審判機関の裁量により決められ、審判機関は、費用について、誰が、誰に、どの程度の額を、費用として支払うべきかを決定する全権限を有するものとする。

(2) 前項(1)は、本条及び次の定めに従うものとする。

(a) 第 46(1)項による費用の基準

(b) 規則 the rules 及び

(c) 実務上の指示

* * * * *

- (4) 本法による支援の申請者を代理をする弁護士は、次の権利を有しない。
 - (a) 審判機関での手続に関連する費用を申請者から回収する権利
 - (b) 本法による支援として支払い可能な額に関して、費用額に関する先取特権を主張する権利又は
 - (c) かかる費用をかかる支払い可能額から差し引く権利。ただし、弁護士及び依頼者の申請に基づき、弁護士と依頼者の間で取り決めた費用額を審判機関が認めた場合には、この限りではない。
- (5) 審判機関が許可した場合を除き、審判機関への申請又は申請者の代理として出頭を理由に、その料金を請求してはならない。
- (6) 2004年弁護士法 (Legal Profession Act) にこれと異なる内容があっても、それにもかかわらず、第(4)項及び第(5)項が効果を有するものとする。

第49条 サービス提供者に関する不服

- (1) 審判機関は、2004年弁護士法 (Legal Profession Act) 第4編による審判機関への申請に関連して弁護士から請求された費用について、その請求額が著しく過度に高額であると判断した場合、その請求があった費用に関する不服申し立てを促すことができる。
- (2) 審判機関への申請に関連して、医療専門家又はカウンセリングサービスの提供者がその提供したサービスに関してした請求の額について、審判機関は、請求額が著しく高額であると判断した場合、保健サービス監査官又は関連する規制機関に不服を申し立てるよう促すことができる。

第4Division 支給

第50条 支給

- (1) 審判機関は、次の点について満足の行く心証を得た場合には、申請者に支援金を支給することができる。
 - (a) 暴力行為が発生したこと
 - (b) 申請者が、その暴力行為の第一次被害者、第二次被害者若しくは関連被害者であるか又は第一次被害者の死亡の直接的結果として葬儀費用を負担した者であること及び
 - (c) 申請者が支援を受ける資格を有していること
- (2) 支援金の支給は、審判機関が具体的に定めた支給条件に従って行うことができる。
- (3) 前項(2)を制限することなく、審判機関は次の条件を具体的に定めることができる。
 - (a) 支給を受けた者又は支給の利益を受ける者が、特定の状況において支給額の全額又は一部を返金する条件
 - (b) (犯罪により能力を喪失した状態にある者を除き) 別の者の利益のためにある者に支払われる支給金の条件
 - () その、他者への支援又はその者の利益のためになされる支援金の支給条件
 - () その他者のための信託に基づく、支援金の全部又は一部の保有条件

註釈 犯罪の被害により能力喪失状態にある者に関しては、第70A条を参照。

- (4) 審判機関は、暴力行為に関して、その暴力行為の遂行から生じた犯罪を理由に起訴、有罪認定又は有罪の言い渡しがない場合でも、支援金を支給することができる。

第51条 州への権利の譲渡

- (1) 本法により支援金の支給を受ける者又はその者の利益のために支給を受ける者は、その支給日又はその後に、その支給に関連する傷害又は死亡に関する民事訴訟、損害賠償、補償により、他の者から損害を回収する権利を、州に譲渡するものとする。
- (2) 前項(1)に従って州に譲渡した権利の行使により回収した金銭は次のように取り扱うものとする。
- (a) 支出額 expended amount と同等額又は支出額より少ない回収総額は、統合基金に払い混まなければならない。
 - (b) 残高がある場合は、譲渡人に支払わなければならない。
- (3) 前項(2)の支出済額 expended amount とは、次の額の総額をいう。
- (a) 本法により譲渡人に支給された支援金
 - (b) 支援及び支援金の支給申請に関して審判機関が負担した費用及び cost and expense の総額
 - (c) 支援の申請に関して、審判機関の決定について、ヴィクトリア州非刑事及び行政審判機関(Victorian Civil and Administrative Tribunal) が審査に関して負担した費用と支出の総額及び
 - (d) 譲渡された権利の行使に関して州が負担した費用の総額

第52条 申請の必要的拒絶

審判機関は次に定めるところに該当する場合には、支給を拒絶しなければならない

- (a) 審判機関が次の点について満足の行く心証を得た場合。ただし、審判機関が、特別事情があり、そのために次に定める結果に至ったと判断する場合にはこの限りではない。
 - () 暴力行為が、合理的な期間内に警察に通報されなかったとき又は
 - () 暴力行為の捜査、暴力行為を犯した者若しくはその犯罪を犯したとされる者の逮捕又は訴追に携わる者若しくは機関に、申請者が合理的な協力をしなかったとき
- (b) 暴力行為を犯した者又はその暴力行為を犯したとされる者と共謀して申請が行われているとき又は
- (c) 申請人が以前に支援申請を行い、その申請が、申請人の現在の申請の根拠と同一の暴力行為から生じた申請資格によりなされているとき。この場合、その以前の申請に、決定がなされたか否かを問わない。

*

*

*

*

*

第53条 暴力行為を通報するための合理的な期間

暴力行為について合理的な期間に警察に通報していたかどうかを審理するに際し、審判機関は、次の事項を含め、関連があると思料する事項を考慮に入れることができる。

- (a) 暴力行為が発生した時点の被害者の年齢
- (b) 被害者が、2006年障害者法(Disability Act)の意義の範囲内で知的障害を有するか否か又は1986

- 年精神保健法（Mental Health Act）の意義の範囲内で精神的病に罹患しているか否か
- (c) 暴力行為を犯した者又はその行為を犯したとされる者が、被害者との関係で、影響力を持っていたか否か又は信頼関係にあったか否か
- (d) 被害者が、暴力行為を行った者若しくは行ったとされる者又はその他の者により、脅迫を受けていたか否か又は脅迫されていたか否か
- (e) 被害者が負ったとされている傷害の内容

第 54 条 審判機関が考慮しなければならない事項

支援金を支給するか否か又は支給額の決定するに際し、審判機関は次の点を考慮に入れなければならない。

- (a) 申請者の性格、行動（過去の犯罪活動並びに有罪認定又は有罪判決の回数及び内容を含む）又は態度。暴力行為前、暴力行為中又は暴力行為後のいずれの時点のものかを問わない。
- (b) 関連被害者による申請の場合、
- () 暴力行為によって死亡した第一次被害者の性格又は行動（過去の犯罪活動並びに有罪認定又は有罪判決の回数及び性質を含む）
 - () 暴力行為により死亡した第一次被害者が、申請者及びその他の関連被害者である申請者に負う義務
 - () 申請者及びその他の関連被害者である申請者の財源（収入能力を含む）及び経済的必要
 - () 関連被害者が、暴力によって死亡した第一次被害者の近親家族構成員又は親密な個人的関係にあった者である場合には、その間の関係
- (c) 申請者による暴力行為の挑発の有無及び挑発があったときにはその暴力行為がその挑発と釣り合いがとれたものであるか否か
- (d) 申請人の負った傷害又は死亡に直接的又は間接的に寄与した申請者の状況又は傾向
- (e) 暴力行為を行った者又は行ったとされる者がその支給から直接又は間接に利益を得るか否か
- (f) その他、審判機関が関連性があると思料する状況

第 55 条 支給形式

- (1) 本条に従い、支援金の支給は、
- (a) その全額又は一部の額を、次の者に支払うことができる
- () 申請者又は
 - () 申請者の利益のために申請をする他の者
- (b) 以下の形で支払うことができる。
- () 全額一括支給
 - () 一部を一括払い及び一部を分割払い又は
 - () 全額分割払い

註釈

犯罪により能力を喪失した状況にある者の利益のために支払われる支援金の支給については、第 70A 条参

照。

- (2) まだ実際に負担していない費用を理由とする被害者への支給額は、特定の費用に関連する請求書又は領収書の提出があった場合にのみ支給することができる。
- (3) 審判機関は、分割払いの開始前に、遵守条件を具体的に定めることができる。
- (4) 審判機関は、第 56 条による審判機関の決定に対する審査の申請期間終了後の時点まで、及び、審査の申請があった場合には、ヴィクトリア州非刑事及び行政審判機関 (Victorian Civil and Administrative Tribunal) によるその審査の申請に関する決定後の時点まで、支援金の全額又は一部の額を支給しないように命じることができる。
- (5) ある者又はその者の利益のために支給される支援金が、その支援金が認められた後、6 年間支給されなかった場合、支給をすることができないものとする。ただし、審判機関がそのときにその者のために保有しているか信託により保管管理している場合にはこの限りではない。

第 56 条 暫定支給

- (1) 支援の申請に対する最終決定が係属中、審判機関は、適切と思料する状況下で支援金の暫定支給をすることができる。

* * * * *

- (3) 暫定支給が行われたが、支援申請がその後に却下された場合、審判機関は、その却下に基づいて、その暫定支給額を、申請者が州に負う負債とする命令を発することができる。
- (4) 申請に関する最終決する際、審判機関が申請者に支援金の支給を決定した場合、審判機関は、暫定支給がなければ支給される支援金額から、暫定支給額を差し引かなければならない。
- (5) 第 50 条(2)及び(3)項並びに第 55 条は、最終支給に適用されるのと同様に、暫定支給にも適用される。

第 5 Division 規則と実務に関する註釈

第 57 条 規則

- (1) 治安判事長は、2 名以上の副治安判事長と共同で、次の規則を定めることができる。
 - (a) 書式に関する規則
 - (b) 審判機関への申請をするため及び本法による手続に関して、従うべき手続
 - (c) 本法の目的を実現するための、通知、申請、命令及びその他の文書の送達に関する規則
 - (d) 審判機関の実務及び手続に係る事項全般に関する規則
- (2) 治安判事が 2 名以上の副治安判事と共同で規則を定める権限は、1994 年付属法規法 (Subordinate Legislation Act) の第 23 条に従い議会が認めなかった規則の制限を受けることになる。

第 58 条 実務上の指示

- (1) 治安判事長は、審判機関は、審判機関の手続一般又は具体的なクラスの審判機関の手続に関して、時々、

実務に関する指示、生命又は註積を発することができる。これには、かかる手続費用及びかかる手続に付随する費用に関連して審判機関がその裁量を行使する場合も含む。

- (2) 前項(1)により発せられる実務に関する指示、声明、註積は、本法又は審判機関規則により定められた規定と一貫性を欠くものであってはならない。

第4編 審査、変更、返還(払い戻し)

第1Division 審査

第59条 審判機関の決定に対する審査

- (1) 関連する決定により自分の利益に悪影響が及ぶ場合、その者は審判機関の次の最終判断に関する審査をヴィクトリア州非刑事及び民事行政審判機関 (Victorian Civil and Administrative Tribunal) に申請することができる。

- (a) 第3編第2 Divisionによる申請についての支援金の支給を拒否する判断
- (b) 第3編第2Divisionによる申請について支援金額の決定
- (c) 第60条による支給額の変更を拒絶する判断
- (d) 第60条による変更の申請に基づきなされる支援の支給額の決定
- (e) 第62(2)条による、支給金の返還を義務づける決定又はその返還額の決定

- (2) 審査の申請は、次のいずれか遅い方の時点から、28日以内に行わなければならない。

- (a) 審判機関の最終決定がなされた日
- (b) 1998年ヴィクトリア州非刑事及び行政審判機関法 (Victorian Civil and Administrative Tribunal Act) により申請者が最終決定の理由を示すように求めた場合には、その理由の説明がなされた日又は同法の第46(5)により理由の説明はないと知らされた日

第2Division 支給額の変更

第60条 支給額の変更

- (1) 支援金 (第8A条に従って支給される特別経済支援を含む) の支給を受ける者による申請又はその支給を受ける者の利益のためになされる申請に基づき、審判機関は、その支給額(以前に変更された支給額を含む)を、支給条件、支給額の増減又はその他の方法による変更のいずれであれ、審判機関が適切であると思料する方法で、変更することができる。

- (2) 最初の支給から6年以上経過後に変更申請がなされた場合、審判機関は変更命令を発してはならない。ただし、支給を受けた者又は支給により利益を受ける者が、最初の支給がなされた時に18歳以下であるときには、その申請は24歳に達するまで、いつでも行うことができる。

- (3) 変更申請について審理するに際し、審判機関は次の点を考慮しなければならない

- (a) 支給後又は最終変更後に利用可能となった新証拠
 - (b) 支給後又は最終変更後に生じた状況の変化又は生ずる蓋然性の高い状況の変化
 - (c) 支援金の支給を受けた者、支援金の支給を受ける予定の者又は支給の利益を受ける者への支援金支給後又は支給に関する変更の最後時以降の、傷害又は死亡に関する支援金の支給
 - (d) 審判機関が関連があると思料するその他の事項
- (4) 審判機関は、本条による権限を、支援の支給又は支援の額に関する本法のその他の規定従って行使しなければならない。

第3Division 返還

第61条 その他の救済方法の追求

本法によって異なる定めがある場合を除き、支援金の支給は、民事訴訟又はその他の方法で、他の者から損害賠償、補償、支援又は支払いを回収する権利に影響を及ぼさない。

第62条 支給の返還

- (1) 支給を受ける者又は支給による利益を受ける者が、支給を受けた後に、損害賠償、補償、支援又は支払いを受け、審判機関は第16条による支給額の判断時にはその損害賠償等を考慮に入れなかったが、その判断前にその情報を得ていれば同条項により考慮に入れることを義務づけられたはずである場合、その者は次の額を返還しなければならない。
- (a) 本法により支給された支援金が、その後その申請者が受領した損害賠償、補償、支援、その他の支給と同額か又はそれ以下の場合は、本法による支援金の額又は
 - (b) 本法により支払われた支援金の額の方が高い場合は、その後を受け取った損害賠償、補償、支援、その他の支給の額
- (2) 前項(1)にかかわらず、その後を受け取った損害賠償、補償、支援又はその他の支払いを、暴力行為を行った者若しくは行ったとされる者又はその代理人である他の者以外の者から受け取った場合、返還義務が生ずるのは、審判機関が、支給を受けた者又はその支給から利益を得た者に、そうするように求めた場合に限られる。
- (3) 第60条又は第59条による審査に基づき、支給額を減額する変更があった場合、支給を受ける者又は支給により利益を得る者は、本法により支払われた支援金から減額された分の金額を返還しなければならない。
- (4) 本条の求める通りに払い戻し(返還)がされない場合、その額は、州に対する負債として州が回収することができる。

第5編 雑則

第63条 審判機関構成員、代弁者及び証人の保護

- (1) 審判機関の構成員は、構成員としての権限の行使又は義務の履行について、Supreme Court (最高裁判所) の裁判官と同様の保護及び免責を有する。
- (1A) 審判機関の主任事件管理官、事件管理官、事件管理副官(事件管理補佐官)は、その権限の行使及びその義務の履行において、前項(1)により審判機関の構成員が有するのと同じ保護及び免責を有する。
- (2) 弁護士又は当事者の代理として審判機関に出頭する他の者は、最高裁判所での手続に当事者のために出頭する弁護士が有するのと同様の保護及び免責を有する。
- (3) 本法に従って、審判機関に召喚され出頭を求められた者又は証人として審判機関に出頭する者は、本法により審判機関に適用されるのと同様の保護を有し、さらに、1958年証拠法(Evidence Act)に定められたペナルティの対象となり、最高裁判所での手続における証人と同様の責任 liabilities を負う。

第 64 条 審判機関侮辱罪

- (1) 次の行為をしてはならない。
 - (a) 審判機関の構成員による本法の権限の行使又はその構成員による職務の執行を妨げ又は妨害する行為
 - (b) 審判機関の手続の中断させる妨害行為
 - (c) 本法による権限を行使するか又は職務を遂行する審判機関の構成員に、侮辱的な言葉を用いる行為
 - (d) 審判機関が所在する場所の中又は近隣で騒ぐ妨害行為又はその妨害行為に参加する行為
 - (e) もし審判機関が記録裁判所(court of record)であるとしたら、その裁判所で法廷侮辱罪を構成するその他の行為を行う行為刑罰：ペナルティ点数 50
- (2) 前項(1)の定めは、審判機関に第 37 条(1)により付与された権限又は同条により審判機関との関係で行使可能な権限を、限界づけ又は剥奪するものではない。

第 65 条 その他の手続で証拠能力を欠くこと

- (1) 申請に関する審問での発言を内容とする証拠又は専ら申請目的で作成された文書は、裁判所、審判機関又は 1958 年証拠法(Evidence Act)の意義での、その他の法的手続で行われる、非刑事又は刑事の手続において、証拠能力を有しない(許容性がない)。ただし次の場合を除く。
 - (a) 審判機関における手続又は審判機関における手続から発生した手続
 - (b) 本法に反する犯罪に関する手続
 - (c) 1958 年犯罪法(Crimes Act)(fraud 不正に騙す行為)の第 81 条、第 82 条及び第 83A 条違反の犯罪に関する手続又はかかる犯罪の共謀、扇動及び未遂
 - (d) 1958 年犯罪法(Crimes Act)(偽証)の第 314 条(1)に反する犯罪又は正当な司法運用への干渉に関係するその他の犯罪に関する手続又は
 - (e) 審問での発言で主に言及されたか若しくはその発言に関係する者又は申請目的で作成された文書において言及されたか若しくはそれに関係する者の同意のある場合
- (2) 裁判所、審判機関又は 1958 年証拠法(Evidence Act)の意義にいう裁判所(官)として行動する者は、前項

(1)により証拠能力がないとされる事項について、手続の当事者からの申請に基づいて、それが正義の利益にかなうと判断する場合、手続において証拠能力があると判断することができる。

第 66 条 不正に騙す行為

次の行為をしてはならない。

(a)自分のためか他の者のためかを問わず及び共謀者の有無を問わず、不正に騙して本法による支援を得る行為又は得ようとする行為(未遂)

(b)不正な行為であるであることを知りながら、本法による支援を不正に騙して受ける他の者の行為を助ける行為

ペナルティ：120 ペナルティ単位若しくは 12 カ月の収監刑懲役又はその双方

第 67 条 虚偽の情報又は誤解を招く情報

(1) 支援の申請において又はそれに関連して、特定の事項に関して虚偽の情報又は誤解を招く情報を提出してはならない。

ペナルティ：ペナルティ単位 120 又は 12 カ月の収監刑又はその双方

(2) 前項(1)に反する犯罪を理由とする手続において、その犯罪が行われたとされる時に、被告発者が合理的な根拠に基づき、次のように信じていたとの証明は、その告発に対する抗弁となる。

(a)虚偽の情報の提供の場合、その情報は本当の情報であったと信じていたこと又は

(b)誤解を招く情報の場合、その情報は誤解を招くものではなかったと信じていたこと

第 68 条 年次報告書

(1) 毎年 9 月 30 日までに、審判機関は、その年の 6 月 30 日を最終日とする 1 年間における審判機関の職務の執行状況、権限の行使及び義務の履行の状況について、大臣に報告書を提出しなければならない。

(2) 大臣は、前項(1)にもとづく報告書を、大臣が受け取った日から議会の各議院の会期開始後 7 日以内に各議会に提出しなければならない。

第 69 条 統合基金への支払い及び統合基金からの支払い

(1) 審判機関の設立、維持及び運営のための費用及び支出、本法にもとづいて審判機関により支払いを命じられる支援金額若しくは第 59 条によるヴィクトリア州非刑事及び行政審判機関 (Victorian Civil and Administrative Tribunal) による審査により本法による支払いが命じられた支援金並びに申請者に支給される費用及び支出は、統合基金から支払うものとし、統合基金は、本項(1)により、必要な限度で、その基金を議会が割り当てるものとする。

(2) 審判機関が本法により支援金を支給する場合、審判機関は、書面の命令を作成し、支給を受ける者に届くようにしなければならない。

(3) 審判機関の書面による命令又はヴィクトリア州非刑事及び行政審判機関 (Victorian Civil and Administrative Tribunal) の文書による命令により支援金の支給が義務づけられる場合には、その支給に

充てるための金銭は、統合基金からのみ支給することができる。

- (4) 第 51 条に従って、本法により州に払い戻された（返還された）すべての金銭又は 51 条により、本法に従ってその他の方法で州が支払いを受けた額又は回収される額は、統合基金に支払われなければならない。

第 70 条 信託に付された金銭の投資

- (1) 審判機関は、ある者のために信託に基づいて保持する金銭の全部又は一部を、本法又はその他の法律により異なる定めが置かれている場合を除き、既に投資されているか否かを問わず、次の方法で投資することができる。

(a) オーストラリア連邦 1959 年銀行法 (Banking Act) の意義に該当する公認預金預け入機関に預金すること

(b) 1958 年受託者法 (Trustee Act) にもとづき、受託者が信託により管理された金銭を投資する方法で投資すること

- (2) 前項(1)による投資に由来するすべての収益は、その投資金銭に関する権利を有する受益者に支払われなければならない。

70A 犯罪により能力を喪失した者のために審判機関が保管する金額

- (1) 審判機関により異なる命令が発せられない限り、2004年裁判所に関する（裁判所により管理された基金に関する）法律 (Courts Legislation (Funds in Court) Act) 第9条の施行直前に、審判機関が能力を犯罪により奪われた者のために信託に基づいて保管する金銭については、その能力を奪われた者に代わって最高裁判所において保管するため、最高裁判所の首席判事補佐官 Senior Master of the Supreme Court への支払いという形で、最高裁判所に払い込まなければならない。

- (2) 審判機関が異なる命令を発するのでない限り、能力を喪失した者の利益のために行われる支援金の支給に関する審判機関で行われる手続において、その支給金は、最高裁判所の首席判事補佐官に支払われなければならない。最高裁判所において、その能力喪失者の利益のために保管しなければならない。

- (3) 第(1)項又は第(2)項に従い首席判事補佐官に払い込まれ保管される金銭は、最高裁判所の手続において、最高裁判所が、その金銭を裁判所に払い込みその能力喪失者のために保管するように命じ、その命令に従って裁判所にその金銭が裁判所に払い込まれたとした場合と全く同じく、首席判事補佐官が保管するものとする。

- (4) 本条は、本法の第 70 条及び 1986 年後見管理法 (Guardianship and Administration Act) の第 66 条の作用に影響を与えるものではない。

第 71 条 最高裁判所 管轄の限界

- (1) 第 47 条、第 48 条、第 63 条は、1975 年憲法 (Constitution Act) 第 85 条を変更することを意図したものである。

- (2) 第 63 条(1A)は、1975 年憲法 (Constitution Act) 第 85 条を変更することを意図したものである。

第 72 条 規制

総督は、規制(規則 Regulation)により、本法によって規制を定めることが求められているか若しくは許可されている事項若しくは物事のために又はそれに関して、規制を定め又は本法の趣旨を実現するために必要な規制を定めることができる。

*

*

*

*

*